

(1) 計画の位置づけ（策定根拠）

茨城県文化振興条例第8条に基づき、本県の文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの。

◆茨城県文化振興条例【抜粋】

第8条 知事は、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する計画（以下「文化振興計画」という。）を定めるものとする。

2 文化振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき文化振興施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(2) 現行計画の概要

茨城県文化振興計画は、県総合計画の部門別計画としての性格を持ち、施策の方向性は県総合計画と同じであることから、現行計画から県総合計画と統合し、県総合計画における文化振興行政に関する計画を、「茨城県文化振興計画（第2次）」として位置付けている。

県総合計画における文化振興行政の位置づけ（茨城県文化振興計画（第2次））

- 計画期間：令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）（4年間）（今年度改定予定）
- 基本方針：「新しい茨城」への挑戦

基本計画の4つのチャレンジのうち、「Ⅲ 新しい人材育成」の中で、文化振興行政について位置付けている。

Ⅲ 「新しい人材育成」へのチャレンジ

政策14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

施策（1）生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術

主な取り組み

1	子どもの豊かな感性や創造性を育むため、優れた芸術を鑑賞し親しむ機会の充実を図るとともに、学校等における文化芸術活動を推進します。
2	将来の文化を担う人材の育成と伝統文化の継承のため、必要となる資金及び人材の確保などを支援するとともに、県民等の作品を発表する場の提供などに取り組みます。
3	県民が優れた文化芸術に触れる機会を確保するため、県立美術館・歴史館等の環境整備に取り組むほか、文化情報の一元化などにより、効率的・効果的な情報提供を推進します。

(3) 第2次茨城県文化振興計画の進行管理について

第2次文化振興計画の具体的な施策の取組及び進行管理を行うものとして、任意のアクションプランを策定。

アクションプランの概要

1 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）（4年間）

2 基本的な考え方と取組方向

第2次計画で進行管理を行う施策は、文化振興行政に直接関連するもの（主要施策）として、関連する施策（関連施策）については、県総合計画及び各部局の個別計画等との連携をとりながら推進。

進行管理は、次の5つの基本的施策に基づき、具体的な取組を進める。

(1) 人材の育成等

文化の担い手や次世代を担う子どもたちの育成とともに、文化に関する教育の充実を図る。

(2) 文化の振興

茨城の文化を高め、その魅力を国内外に発信し、本県文化のブランド力を確立する。

また、新たな文化を創造し、地域の活性化を図る。

(3) 文化的資産の活用等

地域の文化的資産を観光・産業振興や地域振興等に積極的に活用する。また、文化財の適切な保護・継承を図る。

(4) 文化活動の充実

多様な人々が身近な場所で、様々な文化に触れ親しみ、鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを図る。

(5) 文化活動の支援体制の充実等

多様な主体と連携し、文化振興施策の総合的な推進を図る。また、文化情報の効果的な発信や文化施設の機能の充実、地域の文化活動の支援等を図る。

3 進行管理

アクションプランに掲げる施策の進捗状況等については、毎年度検証・評価を行い、文化審議会に報告するとともに、ホームページ等で公表。また、社会経済環境の変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直し。

(4) 次期アクションプランの方向性

■ 引き続き、次期県総合計画における文化振興行政に関する計画を茨城県文化振興計画と位置付け、具体的な施策の取組及び進行管理を行うため、現行のアクションプランを改定

■ 「次期県総合計画」や「国の文化芸術推進基本計画（第2期）」などの動向の反映

・文化活動に関する国の動向

年度	内容	概要
令和2年4月	「文化観光推進法※」策定 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律	文化振興を起点として、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興へと再投資される好循環を創出することを目的に制定。 <u>文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、観光庁が「拠点計画・地域計画」の認定等を実施する。</u> （令和7年4月時点で57計画が認定）
令和3年4月	「文化財保護法」改正	文化芸術基本法の制定などを契機とした無形の文化財の保護についての認識の高まりや、生活様式の変化、少子高齢化等の影響による担い手不足など、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、 <u>国の文化財登録制度の分野の拡充及び地方公共団体による登録制度が法制化された。</u>
令和4年4月	「博物館法」改正	<u>博物館に求められる役割の多様化・高度化を踏まえ、文化芸術基本法の関係が明記されたほか、博物館の事業にデジタルアーカイブ化や、地域活力向上への寄与が加えられた。</u> さらに博物館登録制度も見直され、登録対象が拡大された。
令和4年12月	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定	令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定したガイドラインを全面的に改定し、 <u>新たにガイドラインが策定された。</u> 【スポーツ庁、文化庁】
令和5年3月	「文化芸術推進基本計画（第2期）」策定	文化芸術を取り巻く環境の変化や第1期計画期間の成果と課題をもとに、 <u>「ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進」など7つの重点取組</u> により、文化芸術と経済の好循環を実現することが改めて目標として掲げられた。
令和5年3月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」策定	障害者芸術推進法に定められた11の施策について、前計画の取組状況や基本的な方針（障害者による文化芸術活動の幅広い促進等）を踏まえながら、 <u>令和9年度までにおいて、総合的かつ複合的に推進する施策項目が示された。</u>

(4) 次期アクションプランの方向性

・文化芸術推進基本計画（第2期）における重点取組

	重点取組	主な取組例
1	ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進	・文化芸術水準の向上、文化芸術分野の活動基盤強化 ・文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援の実施
2	文化資源の保存と活用の一層の促進	・我が国固有の伝統芸能をはじめとする無形の文化財の保存・活用 ・地域の伝統行事等の振興と次世代への着実な継承
3	文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成	・学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承 ・子供たちが、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞・体験機会の確保 ・文化部活動の円滑な地域連携・移行の促進
4	多様性を尊重した文化芸術の振興	・性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず活動できる環境の整備 ・共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進
5	文化芸術のグローバル展開の加速	・トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む戦略的な文化芸術の海外発信 ・世界の様々な国や地域を対象とした国際的な文化交流の充実
6	文化芸術を通じた地方創生の推進	・全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進 ・全国の劇場・音楽堂等の機能強化・設備整備の促進 ・文化観光拠点・地域や文化資源を最大限活用した文化観光の推進 ・食文化をはじめとする生活文化の振興 ・地域における文化芸術振興を推進する人材の育成と体制の整備・構築
7	デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	・急速に進化するデジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 ・文化芸術のデジタル・アーカイブ化の促進、デジタル技術を用いた文化財の保存・活用

(4) 次期アクションプランの方向性

(参考) 文化庁事業 (R 7) ※文化活動に関する国の動向関連

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業
 - ・ **文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援 (拠点計画)**
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。⇒ 令和7年4月時点で57計画が認定
(群馬県立歴史博物館、栃木県立博物館、福島県立博物館、山梨県立美術館、長野県立美術館など)
- 地域文化財総合活用推進事業
 - ・ **地域文化遺産、地域伝統行事・民俗芸能等、文化財保存活用地域計画作成 など**
各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進。
- 博物館機能強化推進事業
 - ・ **Museum DXの推進、特色ある博物館の取組支援**
法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤の整備を図る。
- 文化庁活動改革
 - ・ **地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業**
各都道府県・市区町村の地域文化芸術活動の推進体制等を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保実証事業を実施の下で、コーディネーターの配置、参加費用負担への支援等に関するし、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を加速する。 ※県内実施市町村 (R4～R6) : 東海村、茨城町、石岡市、高萩市、鉾田市、鹿嶋市、美浦村、利根町
- 障害者等による文化芸術活動推進事業
 - ・ **障害者等による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡大等**
共生社会の実現のため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「文化芸術基本法」や、令和5年3月に策定した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画 (第2期)」及び「文化芸術推進基本計画 (第2期)」に基づく施策を国として着実に推進。

(4) 次期アクションプランの方向性

■ 現行プランに掲げる施策の評価を踏まえた事業KPIや目標値の設定

- ・ 指標の見直し : 新たな指標の設定や現行指標の見直し 等
- ・ 目標値の見直し : 目標値引上げ 等

<第2次茨城県文化振興計画アクションプランの数値目標及び実績>

基本的施策	指標名	基準値 (R2)		R4	R5	R6	R6評価 (目標達成度)
1 人材の育成等	(1) 県芸術祭の参加者数	16,824人	目標値	26,000人	35,000人	36,000人	期待した成果を 下回っている
			実績値	26,311人	32,210人	28,029人【未達】	
	(2) 関連事業※の参加者数 ※文化芸術体験出前講座、器楽セミナー	9,574人	目標値	11,000人	13,000人	13,000人	期待以上の成果
			実績値	14,888人	13,799人	22,288人	
2 文化の振興	(3) 文化センターの利用者数	13万人	目標値	40万人	60万人	60万人	期待された成果が あがっていない
			実績値	34万人	34万人	27万人【未達】	
	(4) 伝統文化団体への 発表機会提供	11団体	目標値	15団体	30団体	35団体	期待以上の成果
			実績値	24団体	28団体	37団体	
3 文化的資産の 活用等	事業KPIの設定なし						
4 文化的活動 の充実	(5) 現代茨城作家美術展の 入場者数	8,276人	目標値	-	8,800人	-	-
			実績値	-	8,515人	-	
	(6) 移動展覧会の参加者数 (3会場で開催)	3,198人	目標値	4,000人	5,000人	5,500人	期待以上の成果
			実績値	3,506人	7,880人	10,649人	
5 文化活動の 支援体制の 充実等	(7) 各種媒体を通じた文化情報の 発信件数	212件	目標値	290件	360件	430件	期待以上の成果
			実績値	291件	478件	546件	
	(8) アクアワールド大洗水族館の 入館者数	65万人	目標値	110万人	120万人	120万人	期待以上の成果
			実績値	120万人	121万人	126万人	

(5) 改定スケジュール（予定）

時期	文化審議会	県総合計画（当初）
7月		第1回総計審 現計画進捗
8月	第2回審議会 ・アクションプラン取組状況 ・次期アクションプランについて	
9月	（意見照会）	
10月	第3回審議会 ・アクションプラン取組状況 ・次期アクションプラン素案	第2回総計審 次期計画素案
11月	}（意見照会）	
12月		第3回総計審 次期計画素案
1月		第4回総計審 答申原案 パブリックコメント
2月	第4回審議会 ・次期アクションプラン策定	
3月		第5回総計審 ・答申案 第6回総計審 ・パブリックコメント結果 答申